

林野庁における里山保全対策等

- 1 里山を巡る全体的な状況
- 2 平成16年度予算概算決定の概要
- 3 森の聞き書き甲子園等
- 4 森林法の改正

平成16年2月14日

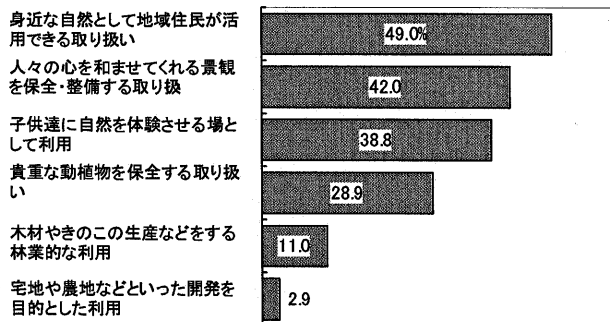
林野庁森林保全課監査官 内田

里山林等身近な森林における多様な活動の展開

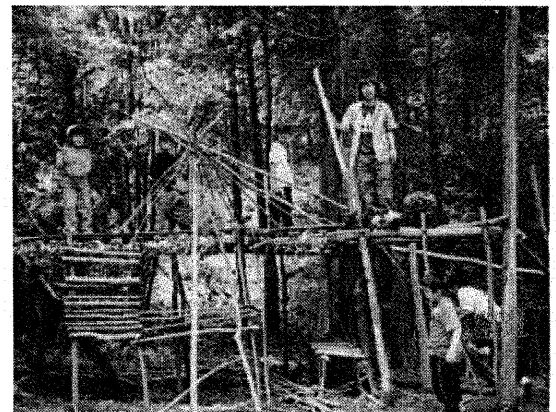
居住地周辺に広がる里山林や都市近郊林は、かつて薪炭材伐採、落葉採取等の地域住民の利用を通じて維持・管理されてきましたが、近年では、人々の生活に最も身近な森林であり、人と森林との豊かな関係を回復・創出する場としての期待が高まってきており、レクリエーションや健康づくりの場、森林環境教育の場などとして、地域住民や子どもたちによる様々な利用活動が活発化してきています。

このため、森林ボランティア活動等との連携を図りつつ、保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、身近な里山林等が人々に継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図ろうとしています。

○ 里山林等の利用のあり方（世論調査）



資料：総理府「森林と生活に関する世論調査」（平成11年7月調査）
注：1) 9つの選択肢から2つの複数回答で、上位6項目を掲載
2) 該当者数2, 137人



ツリーハウスの組み立て

○ 里山林について

里山林とは、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林。

○ 里山林等の面積について（推計）

① 国土庁の「森林情報の整備に関する調査」（昭和62年3月）によれば、土地利用形態及び人口密度から里山林と都市近郊林を区分すると、里山林は約456万ヘクタール。

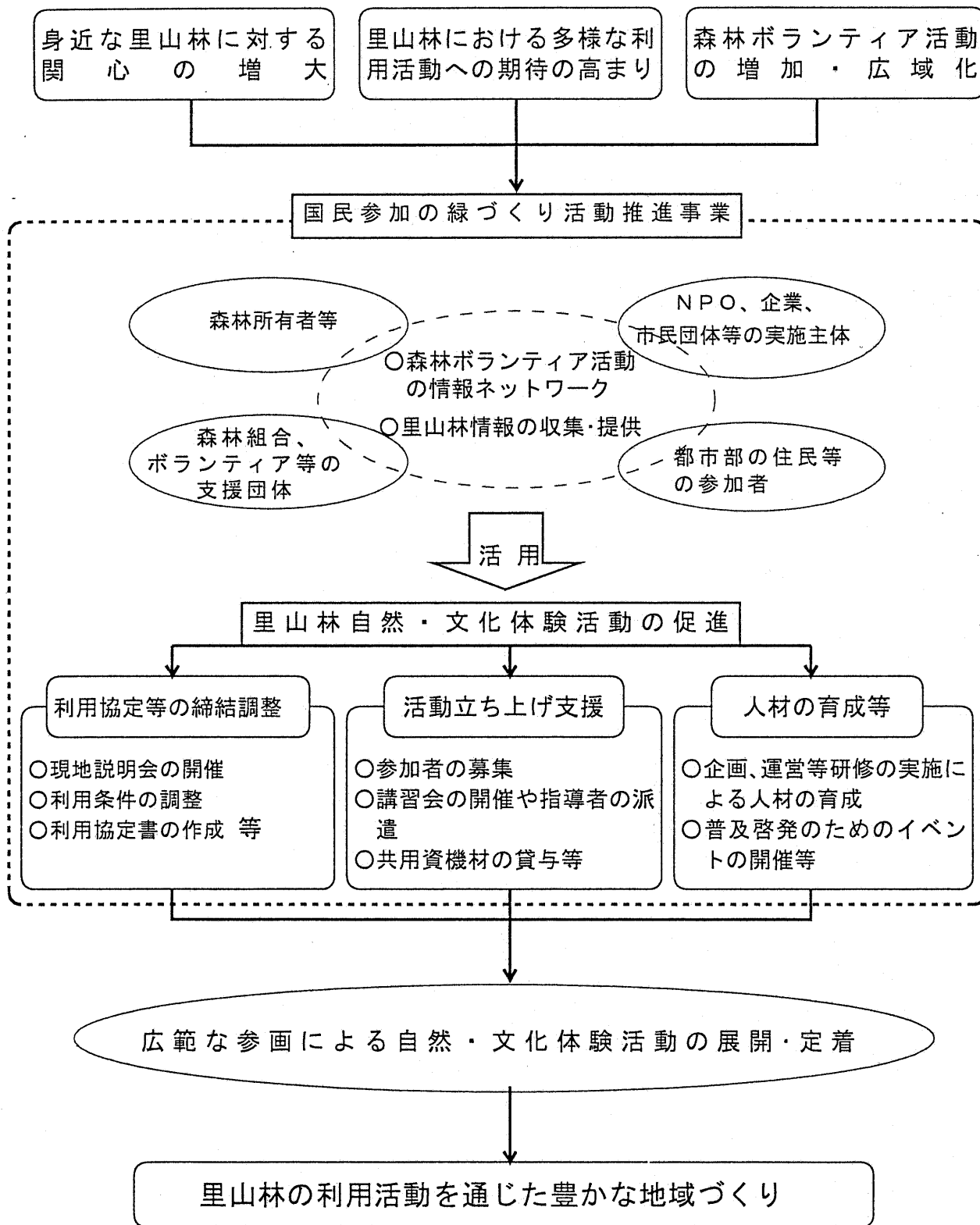
② 環境省の「日本の里地里山の調査・分析について」（平成13年10月）によれば、里地里山の中核を成す二次林（ミズナラ林、コナラ林、アカマツ林、シイ・カシ萌芽林）は、約770万ヘクタール。

平成16年度予算の概要(概算決定)

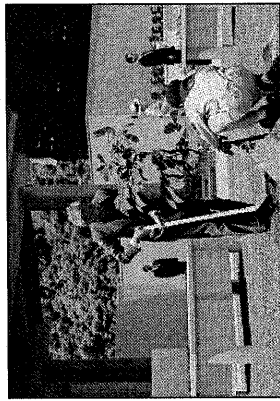
単位:百万円

項目	事業内容	平成16年度決定	前年度予算
(1) 里山林の再生・整備と多様な利用の推進	多様な参加による里山の整備と利用		
① ふるさとの森再生対策	ボランティア団体等を活用した里山の整備(ボランティア団体への森林整備の委託実施)	86,439の内数	91,787の内数
② 里山林環境防災機能再生整備対策	ボランティア団体等の参画による防災機能の高い森林整備	4,754の内数	5,224の内数
③ 里山林自然・文化体験活動促進事業	里山利用協定等の締結の促進、人材育成等活動支援	6	0
④ 共生林の多様な利用活動推進事業	「健康と癒しの森」の推進モデル事業	6	0
⑤ 竹林利用促進緊急対策事業	竹林の利用による里山林の再生	226	0
(2) 美しく住みよい地域づくりの推進	里山をキーワードにした地域づくり		
① 風格ある美しい山村づくりモデル事業	地域住民による景観づくり活動の実証調査、普及啓発等	20	0
② 森林病虫害等防除推進	地域住民参加による松くい虫防除対策	130	177
③ 地域の自主性を生かした環境整備	(補助金の統合化)	5,043	0
(3) 国民参加の森林づくり・森林環境教育の推進	ボランティア活動等の推進		
① 国民参加の緑づくり活動推進事業	ボランティア活動のフィールドづくり、研修への支援、ネットワークの構築等	369	475
② 森の体験交流活動推進事業	体験活動にかかる情報提供、体験交流活動の実施、NPO等と市町村等の協定締結等の支援	8	8

森林ボランティア活動の情報ネットワーク等の活用による 里山林自然・文化体験活動の促進

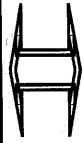


国民参加の緑づくり活動推進事業（平成16年度）



普及啓発

- ・ 全国植樹祭・全国育樹祭の開催
- ・ 地球温暖化防止と木材利用に関する普及啓発
- ・ 上下流連携による緑化活動等普及啓発
- ・ 森林づくりの重要性の情報発信のための現地研修会等
- ・ 国民に身近な緑化技術の開発と普及啓発



森林ボランティアの育成

- ・ 地域のリーダー養成研修
- ・ みどりサポーターの養成
- ・ NPO等によるボランティアへの安全・技術研修



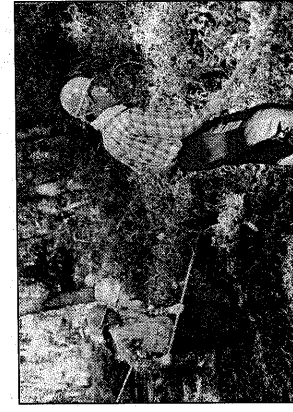
森林ボランティア活動の促進

- ・ 公募による広範な国民が参加する植樹・育樹等の森林ボランティア活動
- ・ 森林ボランティアリーダー・タバース整備と地域森林ネットワークの構築
- ・ 里山・ぎぎ林等における環境保全森林ボランティア活動
- ・ 里山林における自然・文化体験活動



森林ボランティアが活動するためのフィールドの確保

- ・ 適地の把握
- ・ みどり世紀の森づくり及び維持・管理のための協定締結



森林整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成

地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の着実な実施

※ 下線部分は16年度新規事項。

もりのくに・につぼん運動

「森の名手・名人100人」の選定

主催

社団法人 国土緑化推進機構

趣旨

森と関わる技や知恵の伝承や文化を掘り起こし、森とともに生きてきた日本人の“ライフスタイル”を見つめ直すため、平成14年11月にスタート。

森の名手・名人

森に関わる生業や地域生活に染み込んだ営みのうち、優れた技をもってその業を極め、他の模範となっている達人のことをいい、平成14年11月「もりのくに・につぼん運動」のリーディングプロジェクトとしてスタート。

「森づくり」「森の恵み」「加工」「森の伝承・文化」の4部門を設け、毎年、全国で100人を選定。

森づくり部門
造林手
福岡県 馬場 関夫さん



森の恵み部門
しいたげ栽培
岡山県 石原 慧士さん



加工等部門
和ろうそく作り
兵庫県 松本 純男さん



森の伝承・文化部門
ホームスパン・藍染め
北海道 松浦 千代子さん



連携

森の“聞き書き甲子園”

—FOXFIRE IN JAPAN—

主催

森の“聞き書き甲子園”実行委員会

構成：林野庁、文部科学省、(社)国土緑化推進機構、NPO法人樹木・環境ネットワーク協会

目的

都市と山村との世代を越えた交流を促進し、失われようとしている山の暮らしや埋もれかけている生業・技に光をあてることにより、

- ◆ 森を護り、育て、その恵みを活かして持続的に循環させていくことの大切さを社会一般へアピールする
- ◆ 自ら課題をみつけれ、学び、考える力を持った若者を育てる
- ◆ 疲弊しつつある山村地域に活力を与える

内容

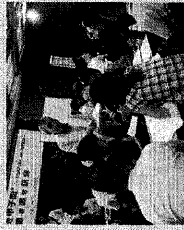
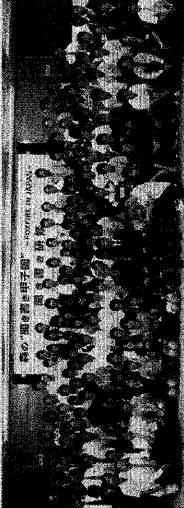
全国から募集した高校生100人が、専門家による指導を受けた後、『森の名手・名人100人』を直に訪れ、名人の技や人となりを『聞き書き』し、その成果(レポート)を広く発信するもの。平成14年からスタート。

聞き書き：取材・インタビューによって人の話を聞き文字にして記録する手法

FOXFIRE BOOK：1966年、アメリカ合衆国ジョージア州の高校生が、伝統的な技術・知恵を伝承しながら生きていく人たちのところに行きつて学び、そこでの見聞をまとめたレポートのこと。なお、FOXFIREとは、枯れ木に生える音が発する燐光のことを指し、かの地で自然という教師が人間に与え続けている知恵の叢生『とろろ』と書かれた。

森の名手・名人：木こり、マナギ、炭焼きなど森に関わる生業や地域生活に染み込んだ営みのうち、優れた技をもってその業を極め、他の模範となっている達人のことをいい、(社)国土緑化推進機構が選定するもの。

○「聞き書き」研修(9月13～15日)



○「聞き書き」取材・レポートの作成(10月～1月)



○公開フォーラム(3月)



14年度参加者の

感想

参加高校生：『森は大切だ』ということを言葉としてではなく、目や耳や鼻、体の全体を通して、実感としてわかりました。』
森の名手・名人：『私は、今日まで林業をやってきて、こんなに勇気づけられたことはありません。』

各課

森林法の一部を改正する法律案について

(参考配布)

課長 総括 緑推 ← 庶務
長 長 括 推

林野庁計画課
事務次官等会議 2月9日(月)
閣議 2月10日(火)
農林水産省・財務省共同請議

1 趣旨

この法律案は、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、また、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進していく観点から、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等の施策を総合的に推進するための措置を講ずるものである。

2 法案の内容

(1) 要間伐森林制度の改善

間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、健全な森林整備を推進するため、以下の措置を講ずる。

- ① 森林所有者等が施業の勧告に応じない場合に、権利移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるよう措置
- ② 権利移転等の協議を経て、都道府県知事の調停によっても応じない場合の措置である分収育林契約の締結に係る裁定制度の発動要件を緩和

(2) 特定保安林制度の恒久化

保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講ずることにより、保安林の一層の機能維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- ① 機能が低下した保安林を特定保安林として指定
- ② 特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示
- ③ 要整備森林に係る施業の勧告、権利移転等についての協議の勧告
- ④ 上記のこれまで保安林整備臨時措置法において講じられていた措置のほか、③の勧告によっても施業が行われず、保安施設事業を行う場合の実施手続の簡素化を措置

(3) 施業実施協定制度の拡充

森林施業を自主的に行う者の取組を助長するため、以下の措置を講ずる。

- ① 森林ボランティア活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結する施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設
- ② 事後に当該協定の対象森林の森林所有者等となった者に対する協定の承継効を措置

(4) 林業普及指導職員の一元化

林業普及指導体制の見直しを行い、林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化する等の措置を講ずる。

3 施行期日

この法律は、平成16年4月1日（ただし、2の(4)については、平成17年4月1日）から施行する。

問い合わせ先

林野庁森林整備部計画課

担当者 佐伯 知広 (内線6536)

駒井 航 (内線6584)

電話 03(3502)0801 (直通)

電話 03(3502)8111 (代表)

森林法改正案

所有者とNPOが協定

手入れも継続的

政府は、森林法改正案を十日閣議決定し、国会に提出する。特定非営利活動法人(NPO法人)などの森林ボランティア団体などが森林所有者と協定を結べば、植林や間伐、枝打ち、下刈りなどの作業を長期間、継続してできるようにすることなどが柱。所有者の交替などでボランティア団体が活動できなくなるのを防ぐのが狙いだ。協定を

結んだ森林の相続税の軽減措置も検討している。森林の作業に取り組むボランティア団体は昨年が千六百六十五団体で、三年間で二倍になった。森林の相続や売買などを契機に、活動できなくなるのが課題となっていた。

同改正案では、手入れが不十分な森林で間伐などをを行うよう市町村が勧告しても所有者が従わない場合、ほかの所有者や事業体に作業の委託を勧告する制度も導入する。

森林法改正案では、ボランティア団体が所有者と、作業を行う森林の区域や作業内容、期間などを盛り込んだ協定を結び、市町村長が認可する制度を導入。所有者が替わっても協定期間中は効力が続く。協定期間は十年以内にする。

同改正案では、手入れが不十分な森林で間伐などをを行うよう市町村が勧告しても所有者が従わない場合、ほかの所有者や事業体に作業の委託を勧告する制度も導入する。

に、強制的に分収育林契約を結ばせるための要件も緩和する。現行法では約告は所有・利用権の移転に限られ、作業の委託は対象外になっている。また、治山や治水などの機能が弱まった保安林を特定保安林に指定し、作業などを勧告する制度を森林法に取り込む。同制度を盛り込んだ保安林整備臨時措置法が三月で期限切れになるためだ。